

足立区社会実験バス「ブンブン号」

乗車割引証交付に際しご了解いただくこと

1 はじめに

乗車割引証を交付されたすべての方は、下記の事項を確認し、ご了解いただいたものとみなします。また、不正使用は絶対におやめください。

2 乗車割引証に関して

- (1) 令和4年10月1日以降、有効となります。9月30日までは提示しても割引を受けられません。
- (2) 忘れた、紛失した等で、乗車時に提示しない場合は、割引を受けられません。紛失された場合は、足立区交通対策課窓口で再交付を受けてください。
- (3) 社会実験バス「ブンブン号」でのみ利用できます。他の路線バスやコミュニティバスはるかぜでは利用できません。
- (4) 社会実験バス「ブンブン号」では、東京都シルバーパスは利用できません。
- (5) 他人への貸与または譲渡、複製は、絶対におやめください。
- (6) 転売目的で交付を受けることは、絶対におやめください。

3 乗車割引証の使用について

- (1) 氏名欄にご自身の氏名を記入しておいてください。
- (2) 乗車前に、乗車割引証をご準備ください。
- (3) 乗車時に乗車割引証を運転手に見せてください。運転手が運賃箱を操作しますので、操作完了後に現金110円を運賃箱に投入するか、PASMO・Suica等の交通系ICカードを所定の位置にタッチしてください。

4 お問合せ

乗車割引証に関するお問合せは、車内での落とし物を除き、必ず足立区都市建設部交通対策課（電話 03-3880-5718）にお願いします。運転手や東武バスセントラル株式会社へのお問合せは絶対におやめください。

乗車割引証交付窓口（9月20日以降の平日開庁日 9～17時）
足立区役所北館4階 都市建設部交通対策課 電話 03-3880-5718